

## 第6章 計画を円滑に推進するために（健康を支え、守るための社会環境の整備）

### 1. 健康増進のための実施主体の役割

市民の健康づくりには、一人ひとりが自らの生活習慣への関心と理解を深め、生活習慣を見直し、健康的な生活習慣を身につけるための取組みを実践することから始まります。その定着を図るには、家庭や学校、職場や地域など日常生活における様々な実施主体がそれぞれの役割を認識し、健康づくりを支えあうことが大切です。

市では、市民一人ひとりの健康づくりの取組みを様々な関係機関と連携を図りながら、支援・推進していきます。

#### 健康増進法

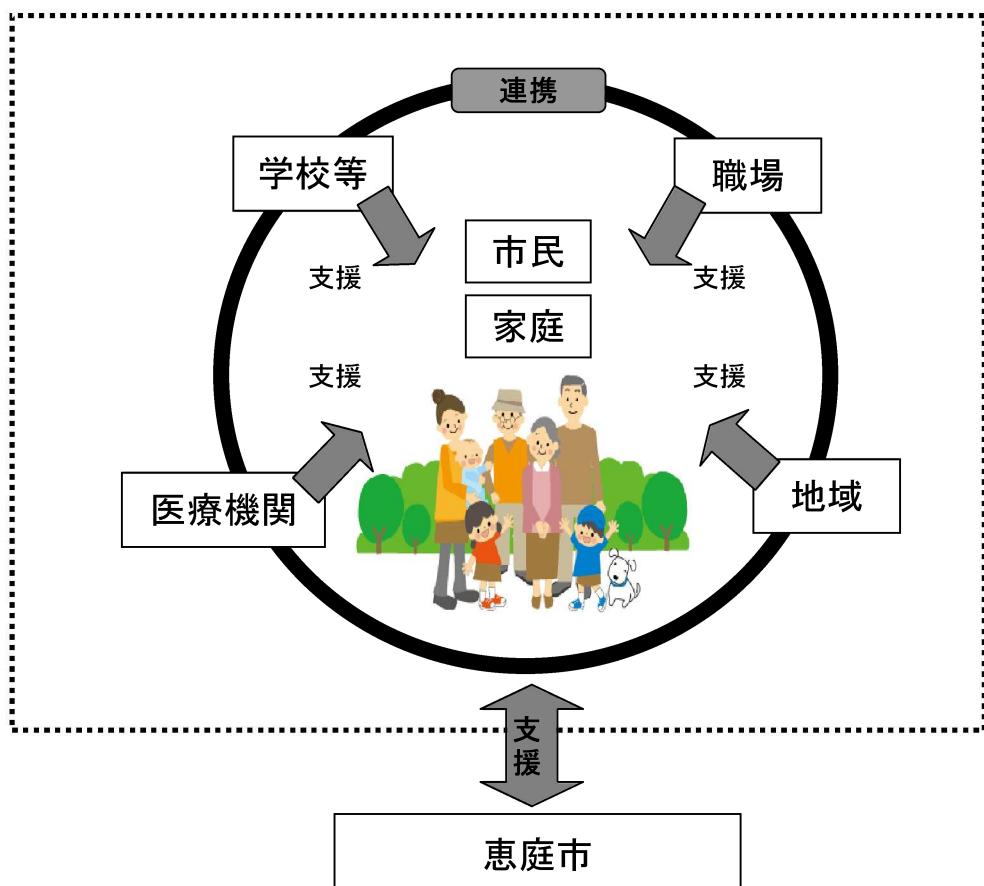
(国民の責務)

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上とともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

【健康づくり計画推進のイメージ】



## (1) 市民の役割

健康づくりの主体は市民であり、市民一人ひとりが健康づくりの主体としての認識を持ち、家庭や学校、職場や地域などの日常生活の場で、積極的かつ継続的に取組むことが基本となります。

市民は、年齢層にかかわらず自分の健康は自分で守ることを意識、自覚し、自らの生活習慣を見直すとともに、自らの健康の把握と管理や生活習慣の改善のために積極的に実践することが大切です。

## (2) 市民の健康づくりを支援する関係機関等の役割

### ①家庭

家庭は、市民が暮らしていく上で最も基本的な単位で、一人ひとりの健康を生涯にわたって育む場です。家庭は、食事、運動、睡眠、休養など正しい生活習慣を身につける最も重要な場であり、健康的な生活習慣を親から子へ伝えていくことは、生涯を通じた健康づくりを実践する第一歩として大切な役割を担っています。

### ②学校等

乳幼児期から思春期の子どもたちが、家庭に次いで多くの時間を過ごす学校等は生涯にわたって自己の健康を適切に管理し改善していくための資質や能力が養われる場です。そのため、家庭と連携し生涯にわたる健康づくりの意識と行動につなげていくためにも、教育・指導の充実が重要です。

### ③職場・事業者

働く人にとって職場は、青年期から壮年期といった、人生の大半を過ごす場であり、就労者の健康確保の観点から大きな役割を担っています。定期的な健康診断の実施や職場環境の整備、福利厚生の充実など、就労者の健康づくりに対する積極的な支援が求められます。

### ④医療機関

医師会・歯科医師会・薬剤師会などの関係機関・団体は、健康の問題に対して専門的な見地から技術や情報の提供ができます。特に身近なかかりつけ医・歯科医などの専門家については、病気の治療にとどまらず、病気の発生予防にも大きな役割を担うことが期待されます。また、薬局・薬剤師などについては、医薬品の適正な使用や健康に関する相談、情報提供などの役割が期待されます。

### ⑤地域

地域では様々な活動をとおして、健康づくりが実践されており、住み慣れた地域の中でふれあい、支えあい、声かけ、見守りなどをとおして、心身の健康を育むことも大きな役割です。

スポーツ、子育て、文化・芸術活動、福祉など様々な組織・グループや自治会が連携し、市民一人ひとりの健康づくりを支援していくことが大切です。

### (3) 恵庭市の役割

市民一人ひとりの健康づくりを推進していくため、必要な情報の収集や関係機関などと連携を図り、また必要に応じて健康づくりに有効な組織体制を検討しながら、質の高い保健サービスの提供に努めます。

#### ① 普及啓発

市民が自分や家族の健康を守るために、自ら学び、考え、行動するために必要な情報を、入手しやすい方法で提供することなどで市民の健康づくりを支援します。

市広報誌や市ホームページ、各種イベントとあわせ地域FM、コミュニティ情報誌等を活用し効果的な啓発を行い、さらに市民の健康への関心を高める事業を展開します。

#### ② 人材の育成

地域における健康づくり活動の普及・啓発を担う人材の育成支援を行います。

町内会や老人クラブ等の地域団体が行う各種健康づくり事業との連携や健康教育等の実施を図ります。

#### ③ 健康づくり活動の拠点整備

市保健センターは平成7年整備以降、健康づくり・保健活動の拠点施設です。

市民の健康増進を支援する施設としての機能を十分に発揮するための充実・強化を図ります。

## 2. 計画の進行管理等

---

各年度における計画の推進状況等を保健センター運営協議会、保健福祉推進会議に報告し、保健事業の円滑な推進等について審議し、適宜市民に公開していきます。

数値目標の達成状況等の評価については、アンケート調査等によるデータ収集が必要になることから、後期計画の見直し年次となる平成28年度に必要な調査を実施します。

また、各種事業や調査結果を専門機関との連携により分析、評価を行うことを検討していきます。